

総室発第51号
平成28年8月16日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 伸

敦賀発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成16年3月30日に3号及び4号原子炉の増設に係る敦賀発電所の原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請①」という。）し、また、平成27年11月5日に新規制基準を踏まえた発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請②」という。）しておりますが、この度、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「後申請」という。）することといたしました。

従いまして、既申請①、既申請②及び後申請が重複することとなりますが、当社といたしましては、既申請②案件と後申請案件との間には安全上の関連はないと考えておりますので、既申請②案件及び後申請案件につきましては、審査に関する優先度を付けずに、また、既申請①案件及び既申請②案件につきましては、平成27年11月5日付け総室発第79号にてご依頼いたしましたとおり、既申請②案件を既申請①案件に優先して審査して頂きますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請案件の許可後、残りの申請案件に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請①案件】

1. 申請書名：敦賀発電所原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号原子炉の増設)
2. 申請日：平成16年3月30日(総室発第307号)
3. 変更の理由：3号及び4号原子炉の増設のため。

【既申請②案件】

1. 申請書名：敦賀発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(2号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成27年11月5日(総室発第78号)
3. 変更の理由：
核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い，2号炉の設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置並びに体制の整備等を行う。
あわせて，記載事項の一部を関連法令の条文等と整合した記載に変更する。
4. 備考：
平成27年11月5日付け総室発第79号にて，既申請②案件を既申請①案件より優先して審査いただくことをお願いしている。

【後申請案件】

1. 申請書名：敦賀発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更)
2. 申請日：平成28年8月16日(総室発第50号)
3. 変更の理由：
「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布により，使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

以上